

## 旭区役所からの お知らせ



子育て情報は4ページをご覧ください➡

### 軽自動車税の納期限は 6月1日(月)です

身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者等の方で軽自動車税の免除の申請をされる場合は、納期限までに障がい者手帳等を持参し市税事務所で手続きを行ってください。

問合せ 京橋市税事務所 軽自動車税担当  
電話06-4801-2954 FAX06-4801-2871

### 令和8年度 市民税・府民税・森林環境税の 特別徴収税額決定通知書を送付します

令和8年度の市民税・府民税・森林環境税の給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書を、令和8年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。

なお、3月17日(火)以降に所得税または市民税・府民税の申告をされた方は通知書に申告内容が反映されていない場合がありますが、この場合は7月以降に変更通知書を送付します。

給与所得者の市民税・府民税・森林環境税は、事業主(特別徴収義務者)が、毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き(特別徴収)のうえ、大阪市へ納めることが義務付けられています。

なお、新たに会社等にお勤めになられた方も、事業主を通じて届出することにより、年度途中でも特別徴収へ切り替えることができます。

問合せ 京橋市税事務所 個人市民税担当  
電話06-4801-2953 FAX06-4801-2871

### 令和8年度 課税(所得)証明書の 発行開始について

令和8年度(令和7年分所得)の課税(所得)証明書は6月1日(月)から発行できます。

なお、会社等にお勤めで市民税・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は5月20日(水)から発行できます。

<ご注意>

・会社等にお勤めで市民税・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方で、コンビニ交付サービスを利用される場合は、6月1日(月)からの発行となります。

・会社等からの給与支払報告書の提出や所得税または市民税・府民税の申告がない場合などは発行できないことがあり、3月17日(火)以降に申告された場合は発行時期が遅れることがあります。

問合せ 京橋市税事務所 管理担当  
電話06-4801-2948 FAX06-4801-2905

### 空家相談員による 個別相談会を実施します

無料

申込不要

秘密厳守

空家の管理や活用、相続の方法など、空家に関する相談を個別にお受けします。

空家でお悩みの方は、ぜひこの機会にご相談ください。

日時 5月8日(金) 15:00～17:00

場所 区役所1階 第5・6会議室

問合せ 区役所 防災安全課(1階2番)

電話06-6957-9192

### 令和8年経済センサスー活動調査ーを実施します

事業所及び企業を対象として、6月1日現在で「令和8年経済センサスー活動調査」を全国一斉に実施します。この調査は、我が国の全ての事業所及び企業の経済活動を明らかにすることを目的としています。

5月中旬以降に、4月に郵送されていますインターネット回答用書類により回答いただけていない事業所や新たに把握した事業所に対して、顔写真付きの調査員証を携行した統計調査員による訪問又は郵送で調査票を配布しますので、調査へのご回答をお願いします。

回答方法は、インターネット、郵送による方法と、ご記入いただいた紙の調査票を後日調査員にお渡しいただく方法があります。

調査結果は、産業振興や商店街活性化など、様々な政策決定の基礎資料となり、私たちの暮らしをより良くするために活用されます。

安全で便利なインターネット回答をぜひご利用ください。

問合せ 区役所 総務課(3階32番) 電話06-6957-9625 FAX06-6952-3247

### 「いつでも、どこからでも、簡単、便利な区役所」をめざして 受電自動応答システムを導入しています

住民異動(転入届・転出届・区間異動届・転居届)に関する電話での定型的なご質問に対して、自動音声で24時間365日応答して手続き方法や必要な持ち物等をご案内する受電自動応答システムを導入\*しています。

職員を介さず24時間365日対応を行うことで、市民サービスの向上を図ります。

\*旭区と住吉区における試験導入

専用回線 電話050-1793-2500(24時間365日応答)

問合せ 区役所 窓口サービス課(1階11番) 電話06-6957-9963

### 後期高齢者医療制度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度の保険料率が改定され、令和8年度より、従来の医療分に加えて、子ども・子育て支援納付金分が保険料に加わります。令和8年度の保険料率は、医療分の被保険者均等割額が64,931円、所得割率が11.51%、賦課限度額が85万円となり、子ども・子育て支援納付金分の被保険者均等割額が1,373円、所得割率が0.24%、賦課限度額が2.1万円となります。

また、世帯の所得が一定基準以下の場合に適用される医療分の均等割額の軽減措置のうち7割軽減について、令和8年度は7.2割軽減となります。

なお、決定した保険料額については、7月にお知らせします。

問合せ 区役所 窓口サービス課(1階8番) 電話06-6957-9956

### 電動自転車は申告及びナンバープレートの取り付けが必要です

電動自転車(いわゆるペダル付き電動バイクを含む)は、地方税法上、原動機付自転車に該当します。

所有者は、地方税法等に基づき、軽自動車税に係る申告を行うとともに、ナンバープレートの交付を受け、車体の見やすい箇所に取り付ける必要があります。

\*電動アシスト自転車については、申告およびナンバープレートの取り付けは不要です。

【申告及び交付場所】

市税事務所(船場法人市税事務所および同分室を除く)の窓口

申告方法については、大阪市のホームページをご覧ください。

問合せ 京橋市税事務所 軽自動車税担当 電話06-4801-2954 FAX06-4801-2871

### 健康だより

\*申込みが必要なものは、事前にオンラインまたは電話でお問い合わせください。ただし、定員になり次第、締め切らせていただきます。

がん検診、骨粗しょう症検診については案内送付時に受付時間を個別に指定いたします。必ず時間内にお越しください。

検診(健診)名	日時	対象(大阪市民の方)	内容	料金
大腸がん検診 <span style="color:red">申込要</span>	6月5日(金) 9:30～10:50	本年度中に 40歳以上になる方	免疫便潜血検査 ※注1	300円
肺がん検診 <span style="color:red">申込要</span>			胸部エックス線撮影	無料 ※注2
乳がん検診 ※注3 <span style="color:red">申込要</span>			マンモグラフィ	1,500円
骨粗しょう症検診 <span style="color:red">申込要</span>		本年度中に 18歳以上になる方	かかとの骨の 超音波測定	無料
特定健康診査 ※注4	6月5日(金) 9:30～11:00	大阪市国民健康保険加入者で、 本年度中に40歳以上になる方 後期高齢者医療の方		無料
歯科健康相談	6月5日(金) 9:30～10:30	全年齢	歯科医による相談	無料
結核健診	6月22日(月) 14:00～15:00	15歳以上	胸部エックス線撮影	無料

注1:痔や生理中の方は受診できません。注2:喀痰検査は400円が必要です。対象は50歳以上で喫煙指数600(1日のたばこ本数×喫煙年数)以上の方。注3:前年度受診されていない方。(受診は2年に1回)注4:健診は空腹時(食後10時間以上)で行います(空腹時の採血が必要なため)。受診時に「保険資格のわかるもの(マイナ保険証または資格確認書)」と、受診券を必ずお持ちください。

\*がん検診・骨粗しょう症検診について、検診部位の病気等で治療中・経過観察中の方や、自覚症状のある方、勤務先等で同程度の検診を受診できる方、同一年度内に同等の検診を受診できる方、同一年度内に同等の検診を受診済みの方(自費や診療は含みません)は対象外となります。

場所 旭区保健福祉センター分館(森小路2-5-26) 問合せ 区役所 保健子育て課(2階25番) 電話06-6957-9882

